

証券コード7541
平成25年7月22日

株 主 各 位

静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6
株式会社メガネトップ
代表取締役会長 富澤昌三

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

今回の臨時株主総会には、「全部取得条項に係る定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきまして、会社法第111条第2項第1号に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の臨時株主総会参考書類並びに種類株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、平成25年8月5日（月曜日）午後6時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年8月6日（火曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6
トップセンタービル 12F大会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

【臨時株主総会】

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 種類株式発行に係る定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 全部取得条項に係る定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 全部取得条項付普通株式の取得の件 |

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎臨時株主総会参考書類及び種類株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.meganetop.co.jp/>) に掲載させていただきます。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」は KDDI(株)、「Yahoo!」は米国 Yahoo! Inc. の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxy サーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL 通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成 25 年 8 月 5 日（月曜日）の午後 6 時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について
 - (1) 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

◎機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【臨時株主総会】 臨時株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成25年4月15日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」、同年5月31日付当社プレスリリース「株式会社富澤による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、親会社以外の支配株主、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」等にてお知らせ申し上げますとおり、株式会社富澤（以下「富澤」といいます。）は、平成25年4月16日から同年5月30日まで当社の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、富澤は同年6月6日の決済開始日をもって、当社普通株式21,794,096株（当社の総株主の議決権の数（発行済株式総数から平成25年3月31日現在の当社が保有する自己株式数308,494株を控除した株式数に係る議決権の数）に対する議決権の割合（以下「所有割合」といいます。）：48.23%（小数点以下第三位四捨五入。以下同じです。））を所有するに至っております。また、当社の代表取締役社長であり、富澤の代表取締役である富澤昌宏氏は、当社普通株式4,323,629株（所有割合：9.57%）を、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏は7,248,705株（所有割合：16.04%）を所有しております。

平成25年4月15日付富澤のプレスリリース「株式会社メガネトップの普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏及び当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、当社が今後も上場を維持することによるメリット、デメリットを勘案しつつ、当社の株主の皆様にはマイナスのリスクが及ぶことを回避し、短期的な業績に左右されることなく当社が中長期的に成長し、持続的な企業価値向上を実現するためには、MBOの手法により、富澤が当社の発行済株式の全てを取得して非上場化し、短期的な業績変動に左右されずに機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、当社の経営陣及び従業員が一丸となって当社の事業構造の改革及び取り組みの強化を積極的に行うことが最善の手段であると考えてに至りました。

一方、当社といたしましても、平成25年4月15日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」にてお知らせ申し上げますとおり、リーガル・アドバイザーである野村総合法律事務所から受けた法的助言、並びにフィナンシャル・アドバイザーである株式会社KPMG FASから取得した株式価値算定書の内容及び同社からの助言を踏まえつつ、本公開買付けを含む一連の取引に関する提案を検討するために当社の取締役会の諮問機関として平成25年3月1日に設置された第三者委員会から提出された意見書

の内容を最大限に尊重しながら、当該取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行った結果、当社の株主の皆様にはリスクが及ぶことを回避しつつ、富澤から提案のあった抜本的かつ機動的な施策を実施していくことが、当社の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、当社として最善の選択肢であると判断いたしました。

このため、当社は、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、富澤の要請に基づき、当社普通株式の非公開化のため、以下の①から③の方法（以下「本定款一部変更等」と総称します。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、本議案の定款変更案第5条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を11,281,476分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を11,281,476分の1株の割合をもって交付いたします。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種

種類株式を富澤に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に1,400円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

(2) 本議案は、本定款一部変更等のうち上記①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

(3) また、現行定款第7条におきまして、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、本議案で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするための変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

なお、本議案に係る定款変更は、本議案が本臨時株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、78,624,000株とする。</p> | <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>78,624,000株とし、このうち、普通株式の発行可能種類株式総数は78,623,990株、第5条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は10株とする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p data-bbox="255 160 344 185">(新 設)</p> <p data-bbox="120 934 263 960">(単元株式数)</p> <p data-bbox="107 979 456 1040">第 7 条 当社の単元株式数は、 100株とする。</p> <p data-bbox="277 1108 367 1134">(新 設)</p> | <p data-bbox="572 160 748 185"><u>(A種種類株式)</u></p> <p data-bbox="568 201 1011 896"><u>第 5 条の 2 当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式 1株につき 1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式 1株当たり、普通株式 1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p data-bbox="583 934 725 960">(単元株式数)</p> <p data-bbox="572 979 1011 1070">第 7 条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、<u>A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p data-bbox="572 1108 748 1134"><u>(種類株主総会)</u></p> <p data-bbox="568 1149 1011 1239"><u>第16条の 2 第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p data-bbox="620 1247 1011 1368"><u>2 第15条第 1 項の規定は、会社法第324条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|--|
| | <u>3 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> |

第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

本議案は、第1号議案でご説明申し上げております本定款一部変更等のうち上記②を実施するものであり、第1号議案による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を11,281,476分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

なお、本議案については、会社法第116条及び第117条の規定により、少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定である（i）株式買取請求権を行使することができます。また、後述のとおり、第3号議案において全部取得条項付普通株式の全部の取得が決議された場合には、会社法第172条第1項に掲げられる要件を満たす株主の皆様は、（ii）会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことが可能となります。ただし、（i）の買取請求については、本臨時株主総会において第1号議案ないし第3号議案が全て原案どおり承認可決された場合、本定款一部変更等のうち上記③の効力が発生することに伴い、会社法第117条第2項に基づく申立てが、申立適格の喪失により不適法となる可能性がありますので、権利行使に際してはご注意ください。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されること並びに普通株主の皆様による種類株主総会において本議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものいたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成25年8月28日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 第1号議案に係る変更後の 定 款 | 追 加 変 更 案 |
|---------------------|--|
| (新 設) | <u>(全部取得条項)</u> <u>第5条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u> <u>2 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を11,281,476分の1株の割合をもって交付する。</u> |

第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

第1号議案においてご説明申し上げておりますとおり、当社としては、当社の株主の皆様にもリスクが及ぶことを回避しつつ、富澤から提案のあった抜本的かつ機動的な施策を実施していくことが、当社の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、当社にとって最善の選択肢であるとの結論に達したことから、本定款一部変更等を実施いたしたいと存じております。

本議案は、第1号議案でご説明申し上げます本定款一部変更等のうち上記③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、第1号議案による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を11,281,476分の1株の割合をもって交付いたします。

株主の皆様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を富澤に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の

許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に1,400円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

なお、会社法第172条第1項に掲げられる要件を満たす株主の皆様は、本議案において全部取得条項付普通株式の全部の取得が決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことが可能となります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種類株式を11,281,476分の1株の割合をもって交付するものといたします。

(2) 取得日

平成25年8月28日といたします。

(3) その他

本議案に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において第1号議案及び第2号議案について原案どおり承認可決されること、普通株主様による種類株主総会において第2号議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに第2号議案に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

【普通株主様による種類株主総会】 種類株主総会参考書類

議案及び参考書類

議 案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

臨時株主総会第1号議案（「臨時株主総会参考書類」の4頁から8頁）においてご説明申し上げておりますとおり、当社としては、当社の株主の皆様にもリスクが及ぶことを回避しつつ、富澤から提案のあった抜本的かつ機動的な施策を実施していくことが、当社の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、当社にとって最善の選択肢であるとの結論に達したことから、本定款一部変更等を実施いたしたいと存じております。

本議案は、臨時株主総会第1号議案でご説明申し上げます本定款一部変更等のうち上記②を実施するものですが、臨時株主総会において、本定款一部変更等のうち上記①を実施する定款変更議案である第1号議案が承認可決されますと、当社は種類株式発行会社となりますので、会社法第111条第2項第1号により、本定款一部変更等のうち上記②を実施するために必要な定款変更を行うためには、当社普通株主の皆様による種類株主総会の決議が必要となります。そこで、臨時株主総会と併せて、当社普通株主の皆様による種類株主総会を開催し、本議案の決議を行うものです。

本議案は、臨時株主総会第1号議案による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、臨時株主総会第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を11,281,476分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、臨時株主総会において第1号議案、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成25年8月28日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 臨時株主総会の第1号 議案に係る変更後の定款 | 追 加 変 更 案 |
|---------------------------|--|
| (新 設) | <p><u>(全部取得条項)</u></p> <p><u>第5条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u></p> <p><u>2 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種類株式を11,281,476分の1株の割合をもって交付する。</u></p> |

以 上

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing or drawing.

株主総会会場ご案内図

会 場 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6
トップセンタービル 12F大会議室
電話 054-275-5000



*交通のご案内 JR静岡駅より徒歩6分

*誠に勝手ではございますが、駐車場がございませんので、お車
でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。